

本山町特殊詐欺対策普及事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金等交付規則（昭和54年本山町規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、本山町特殊詐欺対策普及事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助事業)

第2条 町は、増加、多様化する特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的として、本山町に住所を有する者に対し、予算の範囲内において特殊詐欺対策の経費の一部を補助する。

(補助事業者、補助対象経費等)

第3条 補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)による補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 補助の交付申請は1世帯につき、別表第1に定める補助対象項目各種1回限りとする。

(補助の条件)

第5条 補助対象者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる場合に該当する変更をするときは、事前に補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)により、速やかに町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。町長は変更(中止・廃止)の承認を行う場合は、補助事業変更(中止・廃止)承認通知書(第3号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

ア 補助金額の増額又は減額

イ 補助事業の中止又は廃止

ウ ア及びイに掲げるもののほか、補助事業の内容の重要な部分の変更

(2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者

を契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請を審査し、補助金交付決定(不交付)通知書(第4号様式)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 町長は、補助対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書(第5号様式)による実績報告書を町長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに町長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第9条 町長は前条第1項の規定により実績報告を確認した後、補助金を支払うものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

2 補助対象者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払・精算払を受けようとするときは、補助金請求書(概算払・精算払)(第6号様式)による請求書を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定

める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象者	補助対象項目	補助対象経費	補助率
<p>町内に住所を有し、申請時に申請者及び同居者を含め、65歳以上のみの者で構成された世帯であること</p>	<p>町内の事業所等で購入する下記の器具</p> <p>①自動着信前警告機能及び自動録音機能の両方を備えた固定電話機</p> <p>②録画機能を備えたドアホン</p>	<p>器具購入費、取付け費</p>	<p>9/10 (上限…対象項目 各 22,000 円) ※うち、取付け費は器具価格の1/10を上限とする。</p>

別表2（第6条関係）

- 1 暴力団（本山町暴力団排除条例（平成23年条例第3号。以下「町暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。